藤枝市　公園施設長寿命化計画

平成２７年３月

静岡県　藤枝市

１．都市公園整備状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
117	104.06ha	7.1 ㎡

２．計画期間　〔平成 27 年度～平成 36 年度（10 箇年）〕

３．計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
100	5		1	1				1		8		116

②選定理由

緑豊かでうるおいのある都市環境の創出や、緑地・自然的環境の保全、緑化の推進による総合的・計画的な緑の保全・創出の取り組みの中で、集中して整備してきた都市公園施設は老朽化が急速に進行しており、厳しい財政事情の下で適切に維持管理を行っていくことが、施設管理者にとって喫緊の課題であることから、長寿命化計画による都市公園施設の改築更新・維持管理を進めることが重要である。

計画対象都市公園は、平成 26 年度開設した青木中央公園を除く、長寿命化計画を策定した都市公園法第 2 条に基づく都市公園の 116 公園を選定した。

４．計画対象公園施設

点検調査は、平成23年度から平成25年度までの期間に実施し、対象施設は、植栽、地下埋設物以外の供用済み都市公園施設とした。

樹木は、植栽地ごとの特性に合わせ、植物管理の基本的な方針と、それに必要となる年間の概算費用について、他の施設とは策定手順を分けて長寿命化計画に位置づけることとし、本計画からは除いて検討する。

地下埋設物は目視による調査が不可能であるため、今回の計画からは除いた。

建築物についてはイニシャルコストである建築費が非常に高価である場合が多く、安易に更新することが困難な施設であり、建築物の長寿命化計画の策定には、詳細な調査が必要となり多額の費用がかかること、また長寿命化計画期間を大きく越えて修繕計画を立てる必要があることから、ほかの公園施設と分けて考え、本計画では、500㎡以上の大型建築物については対象から除いた。

①対象公園施設数

・一般公園施設

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
7	82	225	410	18	4	30
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
1,317	0	1	2,094			

・建築物数　15

②これまでの維持管理状況

公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

また、毎年 1 回の定期点検を実施しており、特に遊戯施設については国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び一般社団法人・日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準」に準じて毎年 1 回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修等を行ってきた。

③選定理由

これまでは一人当たりの公園面積を増やすことを念頭に、公園整備を進めてきた。現在、本市の公園は設置から 30 年以上経過した公園が約 4 割を占め、10 年後には約 7 割に達する見込みである。これらの公園施設の更新は計画的に行われてこなかったため、施設の老朽化が顕在化してきている。今後は長寿命化計画による維持管理が重要であることからすべての都市公園を計画の対象とし、財政的な制約も踏まえメリハリをつけたストックマネジメントを実行していく必要があることから、上記公園施設を選定した。

なお、本市では、公園施設長寿命化計画を平成 23 年度から平成 25 年度の 3 カ年で策定し、平成 26 年度において本市の公園施設長寿命化計画としてまとめた。各年度の内容は次のとおりである。

年　度	内　　容
平成 23 年度	都市公園 31 公園 対象施設の整理、点検調査及び健全度評価、長寿命化対策の検討、年次計画の平準化、報告書及び長寿命化計画調書の作成
平成 24 年度	都市公園 28 公園 対象施設の整理、点検調査及び健全度評価、長寿命化対策の検討、年次計画の平準化、報告書及び長寿命化計画調書の作成
平成 25 年度	都市公園 57 公園 対象施設の整理、点検調査及び健全度評価、長寿命化対策の検討、年次計画の平準化、3 カ年のまとめ、報告書及び長寿命化計画調書の作成

平成 26 年度	都市公園 116 公園 3 カ年をまとめた報告書等を再検討し、本市の財源等を考慮する中で、実現可能な計画とした長寿命化計画を作成

５．健全度を把握するための点検調査結果の概要

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）、都市公園における遊具の安全に関する指針並びに日本公園施設業協会の遊具に関する基準等に則り、健全度調査を実施した。

計画対象116都市公園の施設点検調査結果は以下のとおりである。

・一般公園施設について

都市公園数	ランク				施設数
	A	B	C	D	
116	62	1,822	210	0	2,094
割合（%）	3.0	87.0	10.0	0.0	100.0

※Dについては、日常の維持管理により対応済み

・一般公園施設の内、遊具について

遊具施設数	ランク				合計
	A	B	C	D	
	53	139	197	0	389
割合（%）	13.6	35.7	50.6	0.0	100.0

・建築物について

対象となる15施設について調査を実施した結果、D判定がないこと、また改築には詳細な調査と多額の費用が必要となることから、本調査結果に基づき計画期間内は日常の維持管理によるものとする。

６．日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、花と緑の課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握・記録する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等の防止に努め、修繕、または更新を実施する。

清掃等は、花と緑の課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を推進し、維持管理費の削減と地元との共生に繋げる。

７．公園施設の長寿命化のための基本方針

計画対象公園については公園施設の長寿命化計画による修繕・改築・更新により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。

①予防保全型に分類した施設

日常点検及び定期点検により施設の劣化や損傷及び不具合を把握する。

点検の結果を活用し、施設の補修等を行い、特に施設の安全性を重視し適切な維持管理に努める。

適切な維持管理により、健全度がＢ時点で補修等に努め、施設の延命化を図る。

5 年に 1 回程度の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

建築物等については、日常の維持管理の中で補修等を進め、状況によっては健全度調査を実施し藤枝市公園施設長寿命化計画に加え、補修・更新を実施する。

②事後保全型に類型した施設

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の補修、更新を行う。

状況によっては健全度調査を実施し藤枝市公園施設長寿命化計画に加え、補修・更新更を実施する。

８．都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※　別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式１「総括表」、様式２「都市公園別」、様式３「公園施設種類別現況」）による

９．計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における 1 年でのライフサイクルコスト縮減額は 42,530 千円/年である（建築物 1,015 千円/年、建築物を除く公園施設 41,515 千円/年）。